

働き方改革の推進に係る連携・協力に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と厚生労働省宮崎労働局（以下「乙」という。）と宮崎県社会保険労務士会（以下「丙」という。）とは、三者の連携・協力を強化し、県内における働き方改革の推進に取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が連携・協力し、県内企業における働き方改革を促進するとともに、県内全体で働き方改革に取り組む機運の醸成を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 県内全体で働き方改革に取り組む機運醸成を図ること。
 - (2) 働き方改革に取り組む県内企業の裾野拡大に関すること。
 - (3) 働き方改革に取り組んでいる県内企業の優良事例の見える化・情報発信に関するこ
 - と。
 - (4) 働き方改革に関する中小企業・小規模事業者支援に関すること。
 - (5) 県内企業における長時間労働の解消、休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
 - (6) その他働き方改革の推進に関すること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙及び丙協議の上、別に定めるものとする。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲、乙及び丙は県内の経済団体及び市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（秘密保持）

第3条 甲、乙及び丙は本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間を問わず、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれかにより書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

- 2 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲、乙及び丙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定の定める事項に関して疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年11月30日

宮崎県知事

河野俊嗣

厚生労働省宮崎労働局長

吉田研一

宮崎県社会保険労務士会会长

橋口剛和

働き方改革の推進に係る連携・協力のための具体的な内容及び実施方法

日本のひなた宮崎県が、さらに輝きを増し、より魅力的になるには、全ての人が意欲と能力を存分に発揮することが望まれます。そのためには、誰もが健康で安心して生き生きと働く職場環境の実現を目指して、人を大切にする「働き方改革」を推進することが肝要であり、それがひいては、人材の確保・定着・育成や生産性の向上など県内企業の発展と地域の活性化につながるものと考えます。

私達は、これらの認識を共有し、まずは次のような形で連携・協力し、働き方改革を推進します。

1 働き方改革に係る機運醸成及び県内企業の裾野拡大に関すること

- ① 働き方改革等に関するセミナー、説明会等の開催に関する連携、共催、後援等
- ② 広報誌による情報発信

2 働き方改革に取り組んでいる県内企業事例の見える化、情報発信に関すること

- ① 県内企業のワーク・ライフ・バランス推進のための情報発信
- ② それぞれのHPに掲載されている企業事例や認定企業等の相互リンクによる情報発信
- ③ 中小企業・小規模事業者への優良事例の紹介・周知

3 中小企業・小規模事業者支援に関すること

- ① 各種支援メニューについての周知広報
- ② 各種助成金の活用支援

4 県内企業に対する登録・認定制度の普及等に関すること

- ① 宮崎県が実施する「仕事と家庭の両立応援宣言」登録制度の普及啓発
- ② 宮崎県が実施する「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度の普及啓発
- ③ 宮崎労働局が実施する子育てサポート企業「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」制度の普及啓発
- ④ 宮崎労働局が実施する女性活躍の推進企業「えるばし認定」制度の普及啓発
- ⑤ 宮崎県社会保険労務士会は、①から④までに記載する登録・認定企業拡大に向けて、会員による顧問企業への働きかけやアドバイスを行う。

5 その他

- ① 高校生や大学生等の県内就職促進、早期離職防止に向けた取組
- ② 大学生等の県内就職やUIJターンに関する情報発信
- ③ 高校生や大学生等に対する出前講座等を通じた労働法等の知識付与
- ④ 医療従事者の勤務環境改善のための各種支援メニューの周知広報